大口町告示第16号

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱(平成25年大口町告示第100号)の 一部を次のように改正する。

第2条第4号中「税目」の次に「及び大口町国民健康保険税条例(昭和41年大 口町条例第12号)に規定する国民健康保険税」を加え、同号を同条第5号とし、 同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 創業予定者 産業競争力強化法 (平成25年法律第98号) に基づき、大口 町が策定する創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業による支援を 受けた証明書を町から交付され、町内で6月以内に創業を予定する者をいう。 第3条に次の1号を加える。
- (5) 創業·新分野参入支援事業

第4条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者 としない」を「前条第5号に定める補助事業の交付対象者には創業予定者を含むも のとする」に改め、同条各号を削る。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交 付対象者としない。
 - (1) 大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)に規定する暴力団 又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。
 - (2) 町税に滞納があるとき。

第5条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条第1項中「大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下申請書」を「大口 町中小企業支援事業補助金交付決定取下届」に改める。

第9条第1号中「各号」を「第2項」に改める。

別表中

Γ

事業 講習会等(以下「講習会等」とい 1 における1 う。) に要する費用のうち、中小企 事業者の申 業者が負担した次の経費。ただし、 請は20万 円を上限と 取引先との講習会等(当該講習会 等を開催する事業所等が広く参加 する。 者を公募しているものを除く。)を 除く。 (1) 講師を招聘した場合におけ る講師への謝礼、交通費及び研 修の用に供した会場の使用料 (2) 講習会等への参加費用(受講 料、受講に教材費が含まれる場 合は教材費も含む。)。ただし、 車両、フォークリフト及びクレ

ーン等特殊車両に関する講習

会等は除く。

を

Γ

人材育成支援	中小企業者自らが現に営む事業に	2 分の	同一年度内
事業	関する社内研修又は外部団体が開	1	における 1
	催する講習会(オンラインにより		事業者の申
	オンタイムで開催する講習会を含		請は20万
	み、取引先が催す講習会で広く参		円を上限と
	加者を公募しないものを除く。以		する。ただ
	下「講習会等」という。以下同じ。)		し、創業後
	に要する費用で、中小企業者が負		5年を経過
	担した次の経費		する日が属

(1) 講師を招聘した場合におけ	する年度末
る講師への謝礼、交通費及び研	までに申請
修の用に供した会場の使用料	する事業者
(2) 講習会等への参加費用(受講	は30万円
に教材が必要な場合は、教材費	を上限とす
を含む。以下同じ。)	る。

に

Γ

販路拡大支援	商品見本市、展示会等への出展に	2 分の	同一年度内
事業	要する経費(小間料、小間装飾料	1	における1
	及び電源設備等の工事費用)		事業者の申
	ただし、出展場所において商品の		請は30万
	販売を伴う商品見本市、展示会等		円を上限と
	は補助対象事業から除外する。		する。

⅃

を

Γ

販路拡大支援	商品見本市又は展示会(オンライ	2 分の	同一年度内
事業	ンによりオンタイムで開催する商	1	における1
	品見本市及び展示会を含む。以下		事業者の申
	「展示会等」という。) への出展に		請は30万
	要する経費(小間料、小間装飾料		円を上限と
	及び電源設備工事費等、出展に直		する。
	接要する経費とし、展示会場への		
	旅費等、間接的な経費は含まな		

い。)。この場合において、商品の 販売を主目的とする展示会等は、 この要綱による展示会等とはみな さない。

に改め、同表に次のように加える。

上改め、同表に次	のように加える。		
創業・新分野	創業・新分野参入に係る次の経費	2 分の	同一年度内
参入支援事業	(1) 創業予定者が営む予定の事	1	における1
	業又は創業に係る知識向上に		事業者の申
	資する講習会等への参加費用		請は20万
	(2) 中小企業者が今後、新たに展		円を上限と
	開、転換を検討する事業に関す		する。
	る講習会等に要する費用で、中		
	小企業者が負担した次の経費		
	ア 講師を招聘した場合にお		
	ける講師への謝礼、交通費及		
	び研修の用に供した会場の		
	使用料		
	イ 講習会等への参加費用		
	(3) 創業予定者が会社を設立す		
	る場合又は中小企業者が新た		
	な事業において会社を設立す		
	る場合の登録免許税等、商業登		
	記に要する費用及び定款の認		
	証等、官公庁への申請書類の作		
	成及び提出に係る費用		

様式第1中

	事業の名称	□ 人材育成支援事業 □ 特許等出願支援事業
	事業の名称	□ 販路拡大支援事業 □ 経営等相談支援事業
	事業の内容	
を 「		
	事業の名称	□ 人材育成支援事業□ 販路拡大支援事業□ 順路拡大支援事業□ 創業・新分野参入支援事業
	営む業種・事業 ※創業・新分野参入の場合は、予定している業種・事業を()で記入	
	補助事業に取り	
	組む理由(課題	
	等)	
	取り組む 事業の内容	

に、「事業活動を証する書類」を「事業活動を証する書類(創業後5年を経過する日が属する年度末までに申請する場合は開業届の写し)」に、「事業計画」を「事業計画(創業・新分野参入支援事業の場合は、創業又は新分野参入に関する計画)」に改める。

様式第4中「大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下申請書」を「大口町中 小企業支援事業補助金交付決定取下届」に改める。

様式第6中

1		
	補助事業の名称	□ 人材育成支援事業 □ 特許等出願支援事業
	州功争未り石 が	□ 販路拡大支援事業 □ 経営等相談支援事業
を		
Γ		
		□ 人材育成支援事業 □ 特許等出願支援事業
	補助事業の名称	□ 販路拡大支援事業 □ 経営等相談支援事業
		□ 創業・新分野参入支援事業

に改める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱の一部	攻止新旧对照表 T
新	IB
(定義)	(定義)
第2条 略	第 2 条 略
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(3) 創業予定者 産業競争力強化法(平成2	
5年法律第98号)に基づき、大口町が策	
定する創業支援等事業計画に定める特定創	
業支援等事業による支援を受けた証明書を	
町から交付され、町内で6月以内に創業を	
<u>予定する者をいう。</u>	
(4) 特許等 日本国特許庁へ出願する特許、	(3) 特許等 日本国特許庁へ出願する特許、
実用新案及び意匠をいう。	実用新案及び意匠をいう。
(5) 町税 大口町税条例(昭和38年大口町	
条例第15号)第3条各号に規定する税目	
及び大口町国民健康保険税条例(昭和41	
年大口町条例第12号)に規定する国民健	
<u>康保険税</u> をいう。	
(補助事業)	(補助事業)
第3条 略	第 3 条 略
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
<u>(5)</u> 創業・新分野参入支援事業	
(交付対象者)	(交付対象者)
第4条 前条各号に定める補助事業の交付対象	第4条 前条各号に定める補助事業の交付対象
となる事業者(以下「交付対象者」とい	となる事業者(以下「交付対象者」とい
う。)は、大口町内で継続して事業を営む中	
小企業者とする。ただし、前条第5号に定め	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
る補助事業の交付対象者には創業予定者を含	
<u>むものとする</u> 。	
	(1) 大口町暴力団排除条例(平成24年大口
	町条例第13号)に規定する暴力団又は暴力団又は暴力団とは暴力団とは暴力団とは暴力団とは暴力団となる。
	力団員若しくは暴力団と密接な関係を有し ている者であるとき
	ている者であるとき。
	(2) <u>町税に滞納があるとき。</u>
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいず	
れかに該当する場合は、補助金の交付対象者	
としない。	

旧

- (1) 大口町暴力団排除条例 (平成24年大口 町条例第13号) に規定する暴力団又は暴 力団員若しくは暴力団と密接な関係を有し ている者であるとき。
- (2) 町税に滞納があるとき。

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 略

2 略

費に補助率を乗じて算出した額と補助限度額 のいずれか低い額以内とする。この場合にお いて、その算出した補助金の額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 てるものとする。

(申請の取下げ)

事業者(以下「補助対象者」という。)は、 事業を中止したときは、大口町中小企業支援 事業補助金交付決定取下届(様式第4)を町 長に提出し、申請を取り下げることができ る。

(交付決定の取消し)

- |第9条 町長は、補助対象者が次のいずれかに||第9条 町長は、補助対象者が次のいずれかに 該当すると認めたときは、大口町中小企業支 援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 5)により、補助金の交付を取り消すことが できる。
 - (1) 第4条第2項の規定に該当するとき。
 - (2) \sim (4) 略

別表(第5条関係)

【別記】

様式第1 (第6条関係)

【別記】

様式第4(第8条関係)

【別記】

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 略

2 略

3 補助金の額は、前2項で定める補助対象経 3 補助金の額は、前項で定める補助対象経費 に補助率を乗じて算出した額と補助限度額の いずれか低い額以内とする。この場合におい て、その算出した補助金の額に1,000円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨て るものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付の通知を受けた際8条 前条の規定による交付の通知を受けた 事業者(以下「補助対象者」という。)は、 事業を中止したときは、大口町中小企業支援 事業補助金交付決定取下申請書(様式第4) を町長に提出し、申請を取り下げることがで きる。

(交付決定の取消し)

- 該当すると認めたときは、大口町中小企業支 援事業補助金交付決定取消通知書(様式第
 - 5)により、補助金の交付を取り消すことが できる。
 - (1) 第4条各号の規定に該当するとき。
 - (2) \sim (4) 略

別表 (第5条関係)

【別記】

様式第1 (第6条関係)

【別記】

様式第4 (第8条関係)

【別記】

新	П
様式第6 (第10条関係)	様式第6 (第10条関係)
【別記】	【別記】

別表 (第5条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
人材育成支援事	中小企業者自らが現に営む事業に	2 分の	同一年度内におけ
業	関する社内研修又は外部団体が開	1	る1事業者の申請
	催する講習会(オンラインにより		は20万円を上限
	オンタイムで開催する講習会を含		とする。ただし、
	み、取引先が催す講習会で広く参		創業後5年を経過
	加者を公募しないものを除く。以		する日が属する年
	下「講習会等」という。以下同		度末までに申請す
	じ。) に要する費用で、中小企業		る事業者は30万
	者が負担した次の経費		円を上限とする。
	(1) 講師を招聘した場合におけ		
	る講師への謝礼、交通費及び		
	研修の用に供した会場の使用		
	料		
	(2) 講習会等への参加費用(受		
	講に教材が必要な場合は、教		
	材費を含む。以下同じ。)		
特許等出願支援	産業財産権取得のために日本国特	2 分の	同一年度内におけ
事業	許庁に支払う費用及び手続きを弁	1	る1事業者の申請
	理士に依頼した場合の弁理士手数		は30万円を上限
	料		とする。
	特許庁に支払う費用のうち、対象		
	となる経費は次のとおりとする。		
	(1) 特許出願		
	出願手数料、電子化手数料、		
	出願審査請求手数料		

		1	
	(2) 実用新案出願		
	出願手数料、電子化手数料、		
	技術評価請求手数料		
	(3) 意匠出願		
	出願手数料、電子化手数料		
販路拡大支援事	商品見本市又は展示会(オンライ	2 分の	同一年度内におけ
業	ンによりオンタイムで開催する商	1	る1事業者の申請
	品見本市及び展示会を含む。以下		は30万円を上限
	「展示会等」という。) への出展		とする。
	に要する経費(小間料、小間装飾		
	料及び電源設備工事費等、出展に		
	直接要する経費とし、展示会場へ		
	の旅費等、間接的な経費は含まな		
	い。)。この場合において、商品の		
	販売を主目的とする展示会等は、		
	この要綱による展示会等とはみな		
	さない。		
経営等相談支援	経営、技術等における課題解決の	2 分の	同一年度内におけ
事業	ため、独立行政法人中小企業基盤	1	る1事業者の申請
	整備機構、公益財団法人あいち産		は20万円を上限
	業振興機構又は大口町商工会を通		とする。
	じて愛知県商工会連合会に専門家		
	派遣事業を活用し、専門家等に依		
	頼した経営診断及び指導料		
	専門家等…中小企業診断士、社会		
	保険労務士、公認会計士、税理		
	士、弁護士等の経営コンサルティ		

臨床心理士等に依頼した指導料 臨床心理士等… 臨床心理士、メンタルかけアカウンセラー、メンタル 心理士、メンタル心理カウンセラー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2分の 同一年度内における1事業者の申請業又は創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用(2)中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費ア講師を招聘した場合における講師への離礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料イ講習会等への参加費用(3)創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		ング業務を行う者をいう。		
臨床心理士等…臨床心理士、メンタルルで理士、メンタルケアカウンセラー、メンタル心理カウンセラー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2 分 の 同一年度内におけ入支援事業 (1) 創業予定者が営む予定の事業又は創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用(2) 中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費ア講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料イ講習会等への参加費用(3) 創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		職場のメンタルヘルス対策に係る		
タルケアカウンセラー、メンタル 心理土、メンタル心理カウンセラ ー、産業カウンセラー等心理カウ ンセリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2 分 の 同一年度内におけ 入支援事業 (1) 創業予定者が営む予定の事 業又は創業に係る知識向上に 資する講習会等への参加費用 (2) 中小企業者が今後、新たに 展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		臨床心理士等に依頼した指導料		
心理士、メンタル心理カウンセラー ー、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2 分 の 同一年度内における1事業者の申請		臨床心理士等…臨床心理士、メン		
一、産業カウンセラー等心理カウンセリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2分の 同一年度内における1事業者の申請業又は創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用(2)中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費ア講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料イ講習会等への参加費用(3)創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		タルケアカウンセラー、メンタル		
② ウェリングを行う者をいう。 創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2 分 の 同一年度内における1事業者の申請業又は創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用(2)中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用で、中小企業者が負担した次の経費ア講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料イ講習会等への参加費用(3)創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		心理士、メンタル心理カウンセラ		
創業・新分野参 創業・新分野参入に係る次の経費 2 分 の 同一年度内におけ 1		ー、産業カウンセラー等心理カウ		
ス支援事業 (1) 創業予定者が営む予定の事 業又は創業に係る知識向上に 資する講習会等への参加費用 (2) 中小企業者が今後、新たに 展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		ンセリングを行う者をいう。		
業又は創業に係る知識向上に 資する講習会等への参加費用 (2) 中小企業者が今後、新たに 展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業	創業・新分野参	創業・新分野参入に係る次の経費	2 分の	同一年度内におけ
資する講習会等への参加費用 (2) 中小企業者が今後、新たに 展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業	入支援事業	(1) 創業予定者が営む予定の事	1	る1事業者の申請
(2) 中小企業者が今後、新たに 展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		業又は創業に係る知識向上に		は20万円を上限
展開、転換を検討する事業に 関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		資する講習会等への参加費用		とする。
関する講習会等に要する費用 で、中小企業者が負担した次 の経費 ア 講師を招聘した場合にお ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		(2) 中小企業者が今後、新たに		
で、中小企業者が負担した次の経費 ア 講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		展開、転換を検討する事業に		
の経費 ア 講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		関する講習会等に要する費用		
ア 講師を招聘した場合における講師への謝礼、交通費及び研修の用に供した会場の使用料イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立する場合又は中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、商業		で、中小企業者が負担した次		
ける講師への謝礼、交通費 及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		の経費		
及び研修の用に供した会場 の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		ア 講師を招聘した場合にお		
の使用料 イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		ける講師への謝礼、交通費		
イ 講習会等への参加費用 (3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		及び研修の用に供した会場		
(3) 創業予定者が会社を設立す る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		の使用料		
る場合又は中小企業者が新た な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		イ 講習会等への参加費用		
な事業において会社を設立す る場合の登録免許税等、商業		(3) 創業予定者が会社を設立す		
る場合の登録免許税等、商業		る場合又は中小企業者が新た		
		な事業において会社を設立す		
登記に要する費用及び定款の		る場合の登録免許税等、商業		
		登記に要する費用及び定款の		

認証等、官公庁への申請書類	
の作成及び提出に係る費用	

[※]補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

別表 (第5条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
人材育成支援事	社内研修又は外部団体が開催する	2 分の	同一年度内におけ
業	講習会等(以下「講習会等」とい	1	る1事業者の申請
	う。) に要する費用のうち、中小		は20万円を上限
	企業者が負担した次の経費。ただ		とする。
	し、取引先との講習会等(当該講		
	習会等を開催する事業所等が広く		
	参加者を公募しているものを除		
	く。)を除く。		
	(1) 講師を招聘した場合におけ		
	る講師への謝礼、交通費及び		
	研修の用に供した会場の使用		
	料		
	(2) 講習会等への参加費用(受		
	講料、受講に教材費が含まれ		
	る場合は教材費も含む。)。た		
	だし、車両、フォークリフト		
	及びクレーン等特殊車両に関		
	する講習会等は除く。		
特許等出願支援	産業財産権取得のために日本国特	2 分の	同一年度内におけ
事業	許庁に支払う費用及び手続きを弁	1	る1事業者の申請
	理士に依頼した場合の弁理士手数		は30万円を上限
	料		とする。
	特許庁に支払う費用のうち、対象		
	となる経費は次のとおりとする。		
	(1) 特許出願		

	出願手数料、電子化手数料、		
	出願審査請求手数料		
	(2) 実用新案出願		
	出願手数料、電子化手数料、		
	技術評価請求手数料		
	(3) 意匠出願		
	出願手数料、電子化手数料		
販路拡大支援事	商品見本市、展示会等への出展に	2 分の	同一年度内におけ
業	要する経費(小間料、小間装飾料	1	る1事業者の申請
	及び電源設備等の工事費用)		は30万円を上限
	ただし、出展場所において商品の		とする。
	販売を伴う商品見本市、展示会等		
	は補助対象事業から除外する。		
経営等相談支援	経営、技術等における課題解決の	2 分の	同一年度内におけ
事業	ため、独立行政法人中小企業基盤	1	る1事業者の申請
	整備機構、公益財団法人あいち産		は20万円を上限
	業振興機構又は大口町商工会を通		とする。
	じて愛知県商工会連合会に専門家		
	派遣事業を活用し、専門家等に依		
	頼した経営診断及び指導料		
	専門家等…中小企業診断士、社会		
	保険労務士、公認会計士、税理		
	士、弁護士等の経営コンサルティ		
	ング業務を行う者をいう。		
	職場のメンタルヘルス対策に係る		
	臨床心理士等に依頼した指導料		
	臨床心理士等…臨床心理士、メン		

タルケアカウンセラー、メンタル	
心理士、メンタル心理カウンセラ	
ー、産業カウンセラー等心理カウ	
ンセリングを行う者をいう。	

[※]補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

(新)

様式第1(第6条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長様

申請者 所在地 名 称 代表者氏名 担当者(職・氏名) 連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業概要

事業の名称	□ 人材育成支援事業 □ 特許等出願支援事業 □ 販路拡大支援事業 □ 経営等相談支援事業
	□ 創業・新分野参入支援事業
営む業種・事業 ※創業・新分野参入の場合 は、予定している業種・ 事業を()で記入	
補助事業に取り組む理由(課題等)	
取り組む 事業の内容	
事業開始予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
交付申請額	円

※交付申請額の算定は、別表を参照のこと。

2 対象経費の内訳

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

- (注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。
- (注2) 必要に応じて、別紙で作成すること。

(添付書類)

- ①個人の場合は、事業活動を証する書類(創業後5年を経過する日が属する年度末までに申請する場合は開業届の写し)及び直近の確定申告書の写し
- ②法人の場合は、登記事項証明書、定款及び直近の決算書の写し
- ③補助対象経費の見積額が分かるもの(国、県又はその他団体等から当該補助 事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、その内容・金額等 を示すものを含む。)
- ④事業計画(創業・新分野参入支援事業の場合は、創業又は新分野参入に関する計画)が分かるもの
- ⑤暴力団排除に関する誓約書
- ⑥その他町長が必要と認める書類

同意書

私は、大口町長に対し、大口町中小企業支援事業補助金の交付に必要な町税等 の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

(旧)

様式第1(第6条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 所在地 名 称 代表者氏名 担当者(職・氏名) 連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業概要

事業の名称	□ 人材育成支援事業	□ 特許等出願支援事業		
争表の名称	□ 販路拡大支援事業	□ 経営等相談支援事業		
事業の内容				
事業開始予定日	年	月 日		
事業完了予定日	年	月 日		
交付申請額	F	9		

※交付申請額の算定は、別表を参照のこと。

2 対象経費の内訳

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

- (注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。
- (注2) 必要に応じて、別紙で作成すること。

(添付書類)

- ①個人の場合は、事業活動を証する書類及び直近の確定申告書の写し
- ②法人の場合は、登記事項証明書、定款及び直近の決算書の写し
- ③補助対象経費の見積額が分かるもの(国、県又はその他団体等から当該補助 事業の実施に関して交付を受ける補助金等がある場合は、その内容・金額等 を示すものを含む。)
- ④事業計画が分かるもの
- ⑤暴力団排除に関する誓約書
- ⑥その他町長が必要と認める書類

同意書

私は、大口町長に対し、大口町中小企業支援事業補助金の交付に必要な町税等 の公簿の閲覧に同意します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

(新)

様式第4 (第8条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下届

大口町長様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

担当者(職·氏名)

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました大口町中 小企業支援事業補助金については、下記の理由により取り下げます。

記

取下げ理由

(旧)

様式第4 (第8条関係)

大口町中小企業支援事業補助金交付決定取下申請書

大口町長様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

担当者(職·氏名)

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました大口町中 小企業支援事業補助金については、下記の理由により取り下げます。

記

取下げ理由

様式第6 (第10条関係)

大口町中小企業支援事業実績報告書

年 月 日

大口町長様

申請者 所在地 名 称 代表者氏名 担当者(職・氏名) 連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助事業が完了 したので、次のとおり実績報告をします。

1 事業概要

補助事業の名称	人材育 販路拡 創業・	大支援	事業	□ □ 援事業	特許等出 経営等権		
実施した事業の概要	7177	10123 - 1					
事業の成果							
事業実施期間	年	月	日	~	年	月	日

2 補助対象経費の実績

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(添付書類)

- ①領収書又は振込書等の補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- ②補助事業を実施したことを証する書類等
- ③国、県又はその他団体等から補助金等を受ける場合は、その交付決定を証する書類等

様式第6 (第10条関係)

大口町中小企業支援事業実績報告書

年 月 日

大口町長様

申請者 所在地 名 称 代表者氏名 担当者(職・氏名) 連絡先

大口町中小企業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助事業が完了 したので、次のとおり実績報告をします。

1 事業概要

補助事業の名称	□ 人材育	『成支援 』	事業	□ 4	寺許等出	願支援	事業
一冊功事未の石が	□ 販路排	太大支援	事業		圣営等相	談支援	事業
実施した事業の概要							
事業の成果							
事業実施期間	年	月	日	~	年	月	日

2 補助対象経費の実績

経費区分	補助対象経費	経費内訳
合 計		

(注1)「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。

(添付書類)

- ①領収書又は振込書等の補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- ②補助事業を実施したことを証する書類等
- ③国、県又はその他団体等から補助金等を受ける場合は、その交付決定を証す る書類等